

## 原告本人尋問と 三名の証人尋問の実現を

2月19日、安保法制違憲訴訟の第11回口頭弁論が行われました。コロナ禍で傍聴の人数が制限される中、たくさんの方に参加をいただきました。

この日は、原告の杉本皓子さん、諸岡聡美さんの意見陳述と中谷雄二弁護士による渾身の準備書面の陳述がありました。杉本さんは10代からの人生を振り返り、フェアトレードの経験などを通じて平和への想いを陳述されました。諸岡さんは亡きお父様と娘さんの3代に渡る「志送り」について陳述されました。中谷弁護士は、日米ガイドラインのもとで有事法制や周辺事態法、安保法制で9条がいかに骨抜きにされてきたかを明らかにしました。

今後の裁判では原告本人尋問と証人尋問を申請しています。すでに13名の原告の陳述書を提出し、さらに3名の証人の意見書を次回期日までに提出する予定です。

次回4月23日の第12回口頭弁論は原告本人尋問と証人が採用されるかどうか重要な期日になります。皆さんには、証人を採用するよう求めるハガキにご協力いただきました。この声が届くよう、次回口頭弁論にもぜひご参加ください。



2月19日裁判前集会の様子

尚、今後、新型コロナウイルスの影響で裁判の予期せぬ変更があった場合、メールなどで連絡を差し上げます。ホームページなどもご参照ください。よろしくお願いいたします。

待機企画  
あります

📅 4月23日(金)  
第12回 口頭弁論

10:00 集合 名古屋地裁西側  
11:00 開廷 名古屋地裁1号法廷  
12:00 報告集会 能楽堂

📅 4月12日(月)

総会(活動報告・活動方針・会計報告)

17:30~18:30

第8回 裁判前学習会 中谷雄二弁護士  
「日米ガイドラインと法制度の変遷」

18:45~20:45 参加費無料  
イーブルなごや 視聴覚室

ZOOM参加も  
できます

## 弁護団意見陳述の狙い



### 憲法9条の根幹が壊され続けている

中谷雄二弁護士(第20準備書面)

#### 1 準備書面20の位置づけ

今回提出した準備書面は、準備書面19で日米ガイドラインという政府間の約束だけで、日本国憲法9条に違反する日本の軍事法制が方向づけられているという、いわゆるガイドライン・プロセスがどのように展開されたのかを明らかにするということが第1の狙いです。また、同種事件の各地の裁判所で平和的生存権は具体的権利ではないとして敗訴判決が相次いでいます。この事件を審理する裁判官に、日本は憲法9条からどれほど離れたところにあり、この国に生きる人々がどんな立場に置かれているのかを法的な義務の観点から明らかにするという点が2つ目の狙いでした。この点は、この書面では法的な義務までで、平和的生存権の権利性とこの訴訟でそれを認めなければ意味がないことを主張する次回提出予定の準備書面21につなげるためのものです。

#### 2 準備書面20の内容

準備書面20では、日米新ガイドラインの締結の前の日米共同宣言から日米同盟の方向が両政府の間で確認され、それに基づき、日米ガイドラインの締結、その具体化としての周辺事態法、有事法制へと流れを具体的に跡づけ、それぞれの法制が憲法9条の観点からどのように問題かを指摘しました。日米安保条約が、日本防衛(5条)と極東の平和と安全(6条)のための米軍基地の提供を定めています。日米新ガイドラインとそれに基づく周辺事態法は、その範囲をわが国周辺へと広げました。

これは自衛隊による米軍の後方支援の範囲を拡大しようとするものです。さらにテロ対策特措法やイラク特措法などの特別法で、周辺地域を超え、インド洋、中東への自衛隊の派遣を合法化しました。そして、有事法制の整備がはかられましたが、これは、日本が攻められた場合の国内の総動員体制のために準備されていたものを米軍の支援のためにも使えるようにしたものです。しかも、周辺事態や武力攻撃事態という有事体制を発動する「事態」の認定は、米軍によって一方的に決定されることとなります。そして、武力攻撃事態と周辺事態が並存することがあるという政府答弁から考えれば、日本に住む人々も米軍の始める戦争に協力する義務を負わされることとなります。日米新々ガイドラインは、集団的自衛権行使を日本に認めさせるものでした。それまで自衛隊の存在は自国防衛のために認めるものの軍事活動は憲法9条によって制約されていました。閣議決定によって集団的自衛権の行使を容認した日本政府は、新々ガイドラインの締結、安保法制の制定により、これを大幅に緩和したのです。他国が攻められ、存立危機事態と認定されれば、米国に限らず密接な他国のために軍事行動ができ、PKOに限らず、国連安保理の明確な決議がなくてもなんらかの要請や多国籍軍への参加も認められました。武器使用の範囲も大幅に緩和されました。憲法9条の根幹部分に違反する法律が強行されてしまったのです。今回は、それがどのように私たち一人ひとりに関係するか、それが単なる不安感や危惧感ではないということを主張する予定です。

## 第10回口頭弁論

# 報告集会



はじめに意見陳述をした山本さんと矢野さんのお話がありました。

### 山本みはぎさん

カンボジアPKO違憲訴訟のとき、このままでは今に坂を転げ落ちるように大変なことになるという人がいた。当時に比べ本当にひどいことになり隔世の感がある。その危機感を理解してもらいたい。

### 矢野創さん

私たちの暮らしの様々なことがすべて安保法制と重なっている。F35が事故を起こしても何事もなかったかのように配備が進められる。基地周辺では赤ちゃんが寝られないという事実があるのに敵基地攻撃が叫ばれ、すべては安保法制の筋書き通りだ。

こうした私たちの暮らしの中の理不尽な事実を訴えた。

次に弁護士の方のお話がありました。その一部を紹介します。

### 青木有加弁護士

陳述書がまだの方は陳述書を書いて下さい。はじめから完成したものを目指す必要はありません。言葉が浮かんでこないときは、体験や思いを箇条書きにするだけでもかまいません。

私たち弁護士がみなさんの声を裁判官に届けます。

### 青山邦夫弁護士

平和的生存権、人格権の侵害は原告一人一人の問題であり、その生きざまを述べることは意義がある。これまで歩んできた平和運動を具体的に述べた二人の陳述は安保法制とのつながりを分かりやすく述べるもので、深く感じ入ることができた。

### 内河恵一弁護士

今は危機感がないという。では危機が来るのを待っていればよいのか。そんなはずはない。危機のなかで裁判官は力を出せないのである。いつ裁判官は力を出せるかといえば、今がその時である。

## 第11回口頭弁論

# 待機集会

### 湾岸戦争に参戦した日本

#### 貴重なドキュメンタリー上映

待機企画では、2018年11月17日に放送をされた『メーテレドキュメント 行ってみれば戦場 ～葬られたミサイル攻撃～』(文化庁芸術祭優秀賞受賞)が上映されました。

この作品は、湾岸戦争(1991年)当時、憲法の平和主義にもかかわらず、アメリカからのたった一本の電話で日本は戦争に参加することになります。アメリカの言いなりに、日本が戦争に巻き込まれていく様子が、政治家、官僚、民間人ら当事者の言葉で描かれます。



「日本に帰り家族をもち子どもが生まれ、いっしょに花火で遊んでいる時、花火の音を聞くと心臓の鼓動が高鳴る。体が今でもミサイルの音を覚えているのだろうか。」という戦場へ派遣されたある民間人の言葉はとても印象的です。

戦争から帰った人たちは感謝状をもらっただけで、戦争の記録は葬られ、日本は悲惨な体験をなかったことにして、憲法改正へと進もうとしています。

この作品は、憲法を守る立場から危機感をもって描かれている貴重な記録です。

# 原告意見陳述に臨む

原告 山本みはぎさん



長年、運動に関わってきた自分の原点は何かを改めて整理する機会となりました。今回の陳述で一番言いたかったのは、イラク訴訟のスローガンになった「被害者にも加害者にもなりたくない」という想いです。

アジア太平洋戦争で、日本は朝鮮や台湾を植民地支配し、無謀なアジア太平洋戦争で何千万人も人が亡くなりました。戦後、日本はいわゆる平和憲法を手に入れましたが、被害にあった朝鮮半島は分断され、軍事政権下で多くの人たちが民主化運動を闘い、犠牲を出しながら民主化を勝ちとっていきました。その中に、在日韓国人政治犯と言われる人たちがいるということを知った時、日本の植民地支

配や侵略戦争が、戦後も清算されないまま引き続いているのだということに突き当たりました。戦後、日本国憲法があったおかげで日本人は一人も殺さなかったと言われていますが、南北分断の下で起こった朝鮮戦争で日本人が武器を持って参戦したという事実があります。また、日本の戦後復興は、朝鮮戦争での特需があったからです。1990年に自衛隊が初めて海外に出るといえるときに、一緒に運動をしていた仲間が「自衛隊を一度海外に出すと坂道を転げるようにいくところまで行く」と言っていました。アフガニスタン戦争やイラク戦争で、様々な法律を作り海外への自衛隊派遣が常態化し、安保法制の成立で集団的自衛権の行使容認のタガも外れてしまいました。陳述の機会を得て、加害者にも被害者にもならないために、今後も沈黙をしないでいこうという想いを新たにしました。

## 安保法制による戦争の危険性が

原告 矢野創さん



安保法制＝戦争法の強行成立以後、自衛隊が米軍と一体となって「集団的自衛権行使」ができる組織に変わろうとしている。そして、私たちの住んでいる身近な場所でも、それはすすんでいる。私は陳述で、そ

の点を一番強調したいと思いました。

小牧基地に隣接する三菱重工小牧南工場で行われているF35戦闘機の最終組み立てと整備拠点化の動きは、歴代政府の解釈からも逸脱し憲法9条に違反するという点です。最終組み立てと整備拠点化によって、私たちの街が、戦争に巻き込まれる危険性と、戦争に加担するおそれ、そして受忍することのできない爆音被害を強いられるようになり、そ

れが現実のものとなっています。

2019年4月F35が青森県沖に墜落するという重大事故を起こしましたが、同機はこれまでに緊急着陸7回、そのうち2回は県営空港に緊急着陸しています。一步間違えば、私たち住む町に墜落していたかもしれないのです。

平和委員会として、県営空港周辺の住民に対してアンケート活動を行い、「米軍利用に反対」する声を防衛省に届けましたが無視する態度です。軍事優先、国民無視、安保法制成立に見える政府の強行姿勢は、県営名古屋空港の軍事拠点化の問題においても共通しています。

いま、敵基地攻撃能力としてスタンドオフミサイルの開発がすすめられています。これも三菱重工小牧北工場が開発されるなど、動きは活発です。みなさんと力を合わせて違憲判断を下させればと思います。

# 原告意見陳述に臨む

原告 杉本皓子さん

## 「二度と鬼にさせないで」父の遺品から足取りを探す



傍聴が務めと感じていた原告杉本です。法廷での意見陳述の番が来るとは予測せず。受けるに当たり、本訴状はじめ、30年前の『市民平和訴訟なごや』の経過メモ・判決なども引っ張り出しました。1980年代

の『指紋押捺拒否裁判』原告事務局磯貝治良さんへも電話で証人答弁内容を確認。書いた長い原稿は、やりとりを経て圧縮。担当柄杓弁護士より、文章の取捨選択、的確な言葉、訴える力などのアドバイスあり。途中みはぎさんに相談。両親はじめフェアトレード店の経験や平和への願いを法廷で陳述。その10分余、後ろの傍聴席の静かな熱気が背中を後押ししている感覚がありました。思い込みかもしれませんが、すでに陳述の原告方々も弁護団との協力

を重ねたのでしょうか。なんと心強い弁護団！訴訟をつなぐ原告団！

陳述にはないことですが、『市民平和訴訟なごや』で知り合った近藤一さんの姿勢は大きな励まし。法廷陳述や準備段階での弁護団との打ち合わせに臨む姿は、忘れがたい記憶。彼は少年兵として中国大陸に派兵、のち沖縄戦に向かった元日本兵です。90年代名古屋地裁の大法廷に、2つの平和訴訟の原告および証人として立たれています。近藤さんは時に身体をふるわせ、嗚咽しながら生々しい戦争加害を話す。「私をもう二度と鬼にさせないで」。自分の戦場体験を語ることを平和への務めとされた近藤一さん。かたや同じく中国出兵し、戦後に生れた私に何も語れなかった父。隠し続けたその闇。遺した軍隊アルバムとメモから足取りを探す私があります。新たな気持ちで傍聴へ向かいたい。

## 危機の本質を言葉に紡ぐ三代の「志送り」

原告 諸岡聡美さん



今回、意見陳述の機会をいただき感謝しています。人生の整理もできました。私は、【志送り】をテーマに政治と個人の人生の深い関わりを伝えたかったのです。目の前の裁判長、裁判官、そして被告弁護人

の皆さんへ、それぞれの人生に問いかけたかったのです。話しながら時おり表情や目を見ましたが、私の言葉では心を動かさなかったようです。陳述の途中で突然傍聴席からの電子音に陳述を止められ、私としては「あゝ、そっちに意識がいくほど聴いていなかったのか…」と感じ落胆した瞬間もありました。

「国は必ず暴走する。国というシステムは戦争のためのものだ。民族(国民)の魂と感情を資源として動員するために、教育がなされる。」2006年に教育基本法が変えられ、まさに今そのプロセスをたどっています。

縁故資本主義がまかり通り腐敗政治が止まりません。次から次へと報じられる政治家の不正は、この国の危機の本質を隠すツールにされています。戦争、食の安全保障、原発危機、気候変動、あらゆる人権侵害や差別、そして貧困と格差…。政治家のイメージを落として統治する。許せません。日本国憲法を無視して法律を作り、平和主義がないがしろにされたならば、被害を受けるのは私たちです。

今日も当事者と気づいていない全てのこの国の人々に、言葉を紡ぐ毎日です。

# 報告集会

中谷雄二弁護士そして杉本さん、諸岡さんと法廷での陳述順に発言していただきました。

## 中谷雄二弁護士

安保法制を解きほぐすと、憲法を否定する内容であることがわかる。武力行使は憲法の制約がなくなり、アメリカや国連等の要請で自衛隊が出動できるようになった。有事と存立危機は同時に存在することがあり、武力行使の一体化が進んだ。

さらに、有事となれば国民に対し同調圧力により様々な要求を押し付けてくると予測される。次回、有事における国民の危機と損害について述べる予定である。

## 杉本皓子さん

10代から今日までの人生を振り返り陳述書を書いた。柄杓弁護士の助言を受け、助言はその通りと思

いつつ、限られた時間のなかで何を言うか本当に迷った。



私は指紋押捺裁判に加わった。そのとき入国管理局の人の発言を紹介したい。日本人とは何かと聞かれ、その人は「日本人とは危機存亡の折に銃を持つ者だ」と答えた。そうした日本にはなりません。

## 諸岡聡美さん

本当は父親に陳述してもらいたかった。父は動脈瘤を患い手術をしたのだが、予後が悪く最後はつらい思いをさせてしまった。今日の陳述により父から私そして娘へと3代にわたる人生の整理ができた。これからも家族で声を上げていく。

昔の兵士は戦場から逃げることはできたが、ナポレオンの時代から「民族の魂と感情を資源とする」戦争が行われるようになった。私たちはこうした民族感情を煽る言葉に騙されてはならない。

# クローズアップ弁護団

どんな思いで参加していますか？

## 将来の人類に誓う憲法 アリー匹の力で守る



## 小林幹寛弁護士

### プロフィール

愛知県春日井市に生まれ、大学卒業後一般企業に就職。40代半ばに司法書士を開業。50代になって仕事をしながら法科大学院に通い、2017年に司法試験に合格し、57歳で弁護士になりました。

30代後半に伊藤真弁護士(伊藤塾塾長)の講義を聴いて憲法の本質に触れ、この時に初めて法律家を意識しました。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」(憲法第97条)

人類の歴史は戦争の歴史ともいえます。戦争は人の生命を奪い、暴力や差別、言論弾圧を必然的かつ大量に生み出す究極の人権侵害です。かの世界大戦に

おいてその最たる経験をした人類が、過去の歴史を反省し将来の人類に誓う一つの成果が日本国憲法前文であり、9条、97条であると思います。

個人の人権よりも国家を中心に考える安倍前首相の姿勢には疑問を感じていましたが、集団的自衛権を認める閣議決定、新安保法制法の制定を目の当たりにして、目の前にある危険を感じました。今まさに日本は、憲法の理念に反する方向へ向かおうとしています。これは、人類の多年にわたる努力を無にして、過去に遡る道ともいえます。

法律家として未熟な私は、アリー匹の力にしかたないかもしれません。しかし、秤が間違った方向へ傾かないよう、たとえアリー匹分でも重石になればと思います。

# 期待が高まる 証人候補のご紹介

## 布施祐仁証人について

担当:伊藤朋紀弁護士

安保訴訟で証人として尋問予定の布施祐仁さんは、日本平和新聞の編集長であり、フリージャーナリストとして自衛隊や憲法9条に関わる問題を中心に取材し、「日米密約 裁かれない米兵犯罪」「経済的徴兵制」など、多数の著書を出版されている方です。中でも、自衛隊日報問題が表面化するきっかけをつくった三浦英之さんとの共著「日報隠蔽—南スーダンで自衛隊は何を見たのか」は、石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞(草の根民主主義部門)を受賞するなど、高い評価を受けておられます。

布施さんの証言により、南スーダンの日報隠蔽問題は何が問題であったのか、取材過程から何が明らかになったのか、安保法制法の制定を受けて自衛隊がどのように変貌したか、並びに、現在の自衛隊は憲法9条のもとで許される存在であるか等を、自衛隊の装備、訓練、及び活動等から、自衛隊の実態を立証することを目指しています。

## 小西洋之証人について

担当:平松清志弁護士

小西洋之さんは、千葉県選出の参議院議員です。2015年の安保国会では、委員会採決時に自民党の「ヒゲの隊長」こと佐藤正久議員からアップercutを食らわされた写真がマスコミで何度も取り上げられました。

小西さんは、もともと総務省の官僚でしたから行政の実情について詳しく、また、過去の国会の論戦の調査能力に優れています。本訴訟では、過去の議事録等を精査して、53頁にもわたる「安保法制の存立危機事態条項が、憲法9条に違反すること等に関する意見書」を書き上げ、証拠提出いただいています。さらに国会議

員として審議の場に立ち会った者として、追加意見書を提出予定です。

現在開会中の国会で、小西さんは予算委員会で、菅首相の長男が勤めている東北新社が放送法の外資規制に違反し、認可取消になるべきところ、総務省がこれを放置したことを暴いて追及しています。

広島訴訟でも小西さんを証人申請していましたが、採用されませんでした。現役の国会議員が安保法の不正な立法過程を法廷で証言することは、必要不可欠であり、小西さんはその最適な証人です。是非とも裁判所に証人として採用させましょう。

## 飯島滋明証人について

担当:金井英人弁護士

原告団のみなさんもきっと一度はお話を聞いたことがあるのではないのでしょうか。

名古屋学院大学経済学部教授の飯島滋明先生は、憲法学者として平和憲法や自衛隊、安保法制の研究において特に多くの業績をお持ちであり、安保法制の危険性を市民に伝えることは憲法学者の社会的役割であるとお考えから、安保法制が、憲法のもと日本人に保障された権利自由をいかに危険にさらすものであるかを研究し、日々私達に教授してくださっています。

飯島先生は、この全国で提起されている安保法制違憲訴訟でも、これまでに道東(釧路)、山口、宮崎訴訟において、各地の原告の被害を詳細に論じた意見書を提出され、証言台に立たれており、並々ならぬ心血を注いでくださっています。

飯島先生の証言により、新安保法制により制定された集団的自衛権の違憲性や、愛知の原告の平和的生存権その他の人権が侵害されている有様を明らかにし、それらが憲法学的に根拠あるものであることを裁判所に示していきます。



[第10回口頭弁論]

安倍政権は朝鮮の核ミサイルや中国の軍事力と海洋進出を口実に「日本を取り巻く安全保障環境の厳しさが増している」として戦争法や憲法改正をすすめてきました。しかし、私には日本を取り巻く安全保障環境が厳しくなっているとは思えません。むしろ安倍政権が戦争法や憲法改正をすすめるために、故意に東アジアの緊張を高めようとしているように見えます。政府やメディアの印象操作によって、わたしたちの認識が歪められ、気がついたら憲法改正、さらに侵略戦争の共犯者にさせられないよう気をつけましょう。

原告 寺田誠知さん

[第11回口頭弁論]

中谷さんの書面と説明は本当にわかりやすい。ただ書面を読み進めているだけでなく、気持ちがかもっていて、心底理解して、またそれを広くわかりやすく伝えたいというのが良く伝わりました。声も聞き取りやすく、聴力に障害のある方にもわかりやすく良かったです。

杉本さんの“Positive Peace”は決して武力で勝ち取るものではないことがよくわかる原告陳述でした。Abe is so phony(安倍はインチキ)、「税金がどのように使われるべきか」本当に納得できました。そして現在の日本国憲法の扱われ方があまりにもアンフェアで誠実さがないと思いました。陳述を聞いているうちに涙が出て、戦争は最大の苦しみであり痛みであることが再認識されました。

諸岡さんの陳述は非常に声が通りさすがが舞台人、役者さんらしく聞きやすかったです。とても説得力がありました。戦争は人権侵害以外の何者でもありません。「志送り」を私もきちんと取り組まないと、と考えさせられました。

原告 岡根和子さん

日米ガイドラインにより憲法がないがしろにされているという事実、また関係法の改悪についてあらためて勉強できたことが大変良かった。

杉本さん、諸岡さんの意見陳述に感動した。

サポーター 依田幸男さん

「公権力」が「公」としての建前すら捨て、「私」の集まりのようになっている現在の状況を危惧しています。

望月秀人さん



重要 未提出の方へ

原告陳述書提出のお願い

安保法制成立により、原告本人が受けた権利侵害と被害を原稿にまとめ右記メールアドレスへお送りください。弁護士からアドバイスを受けながら、陳述書に仕上げます。

第11次締め切り日:2021年4月30日(金)



会費とカンパのお願い

2021年会費の入金をお願いします。

ゆうちょ銀行

振込先 加入者名: 安保訴訟あいち

郵便振替口座: 00850-2-217427

☆同封した振込用紙をご利用ください。

2020年会計報告

2020年1月~12月

19年繰越金 321,266円

入金の部 1,139,280円

原告年会費	727,280円 (186名分)
サポーター年会費	280,000円 (112名分)
参加費	44,000円
カンパ	88,000円

出金の部 1,297,210円

事務印刷費	33,544円
(案内・チラシなどセンターでの印刷・コピー、事務用品など)	
事業費 1	23,000円
(公判前集会の会場費・備品代、講師謝礼など)	
事業費 2	79,850円
(会報・要請はがき等、事業者印刷費など)	
郵便通信費	159,936円
(郵便・切手代、ヤマトメール便費用など)	
弁護団経費	1,000,000円
(コピー代、会議費用実費のみで、弁護士費用としては支払っていません)	
雑費	880円

残高 163,336円

会計監査報告

提出された帳簿・領収書等を精査した結果、上記報告は、正確に記載され、相違ないと認めます。

2021年3月22日 会計監査 水野桂



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

080-4521-5252

https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/

w.soshou.aichi@gmail.com

https://www.facebook.com/anpoiken.aichi